

令和7年12月10日
島根県総務部人事課
課長 飯塚 修司
課長補佐 川島 輝紀
電話番号 0852-22-6125

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったので、その概要を公表する。

記

1 該当職員

- (1) 所属 農林水産部 本庁
(2) 職位 主事・主任主事級
(3) 年齢 21歳
(4) 性別 男性

2 事案の概要

当該職員は、運転免許の更新を失念しており、約4カ月間無免許の状態にあったが、令和7年7月3日（木）に有効期限切れに気づいた後も公務中の運転や通勤、私用運転を繰り返した。同月9日（水）に上司へ報告を行い、翌日、警察へ連絡し、その後、道路交通法違反として事情聴取を受け、同年11月20日（木）に運転免許取消しの行政処分を、同月26日（水）に罰金40万円の略式命令を受けた。

3 処分内容 減給1/10 2月

4 発令日 令和7年12月10日

5 処分理由

職員の行った行為は、県民の県行政に対する信用を損なう行為であり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳しく処分した。

6 管理監督者 (1) 処分対象者 所属長等 (2) 処分内容 厳重注意

7 その他 服務規律の確保について、全所属長に対し、各職員への徹底を図るよう文書通知を行う。